

四日市市火災予防条例に基づく喫煙等の禁止場所の指定について

平成 10 年 4 月 1 日消防本部告示第 2 号

四日市市火災予防条例（昭和 48 年四日市市条例第 49 号）第 25 条第 1 項の規定により、喫煙等の禁止場所を次のように指定する。

1 喫煙等の禁止場所は、次の各号のとおりとする。

（1）喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所

ア 劇場、映画館又は演芸場の客席及び舞台部

イ 観覧場の客席（屋外観覧場の客席を除く。）及び舞台部

ウ 公会堂又は集会場（特定の地域で管理しその住民が使用するものを除く。）の客席及び舞台部

エ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台部

オ 百貨店（延べ面積が 1,000 平方メートル以上の小売店舗を含む。）の売場

カ 屋内展示場の展示部分

キ テレビスタジオの撮影用セットを設ける部分

ク 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲。ただし、当該場所において行われる伝統的行事、宗教的行事等及び生活に必要な行為による場合は、この限りでない。

（2）火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（第 1 号アからウまでに掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分

イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で公衆の出入りする場所

2 前項の規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に同項各号に掲げる場所の用途に供する場合について準用する。